抗告審での手続について

福 岡 高 等 裁 判 所

【民事事件】

高等裁判所での審理について

抗告審（高等裁判所）では，原則として，原審（地方裁判所）での審理を踏まえた上で，抗告審に提出された反論書等の主張書面及び裏付けとなる資料を考慮して，抗告に理由があるかどうかについて審理し，決定で裁判をします。

裁判所が特に必要と判断した場合には，審問（審尋）期日において当事者の陳述を聴取することもあります。その場合には，その旨の通知をします。

【家事事件】

高等裁判所での審理について

(1) 抗告審（高等裁判所）では，原則として，原審（家庭裁判所）での審理を踏まえた上で，抗告審に提出された反論書等の主張書面及び裏付けとなる資料を考慮して，抗告に理由があるかどうかについて審理し，決定で裁判をします。

裁判所が特に必要と判断した場合には，審問期日において当事者の陳述を聴取することもあります。その場合には，その旨の通知をします。

(2) 当事者等から提出のあった書面や裁判所が職権で収集した資料について取調べをした場合には，その旨を通知します。

裁判所から写しが送付されていない書面については，記録の閲覧・謄写申請をすることができます。ただし，事案によっては，裁判所が閲覧・謄写を許可しないことがあります。

(3) 審理終結日を指定した場合には，その旨の通知をします。**主張したいことや提出したい資料等があれば，審理終結日までに書面を提出してください。**審理終結日の後に提出された書面は，裁判の判断資料とはならない場合がありますので，ご注意ください。なお，審理終結日は変更になることがあります。

(4) 決定日を指定した場合には，その旨の通知をします。決定謄本は郵便で送付しますので，裁判所に来庁される必要はありません。なお，決定日は変更になることがあります。

(5) 決定日や審理終結日を指定せず，直ちに判断されることもあります。